

天野少年球技場をご使用の皆様へ

河内長野市教育委員会 生涯学習部
文化・スポーツ振興課長

天野少年球技場の適切かつ安全なご使用について（お願い）

平素は、本市スポーツ施策にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、天野少年野球場では、河内長野市立市民運動場設置条例に基づき、市民の健康と体力の増進を図るため、各種スポーツ競技に主に有料にてご使用いただいております。

そこで、同球技場のすべての使用者に、下記のとおり適切なご利用をお願いします。

記

1. 基本原則 スポーツ目的での使用を最優先としています。
2. 開場時間 原則として午前 7 時から午後 7 時まで
2. 雨 天 時 グラウンドへの車の入場を禁止しています。
3. 駐車利用 原則として外野部に駐車してください。
4. 利 用 後 グラウンドの整地を行い、原状回復に努めてください。
 ※ベンチ横にあるトンボ等の整地用具を利用してください。
5. 安全利用 就学前児童が多数通行しますので安全配慮を徹底してください。
 ※ボール等が敷地外に飛び出さないよう注意してください。
6. 損害賠償 施設などを破損、汚損した時は、下記へご連絡ください。

河内長野市立 市民総合体育館 （月曜・年末年始休館）
住所：河内長野市大師町 2 5－1
電話：0 7 2 1－6 2－8 0 1 1、6 5－0 1 2 1